

汚染土壌の再利用をめぐる環境省への質問（2022年12月27日会合用）

1. 除去土壌の再生利用の法的根拠、省令案の内容、現在おかれている状況についてご教示いただきたい。
2. 今回の実証事業の目的は何か。すでに汚染土壌に関しては、福島県内で実証事業が行われているが、それらとのちがいは何か。
3. 二本松市や南相馬市においては、住民の反対により実証事業は撤回された。環境省としては、その理由は何であると認識しているのか。
4. 今回、所沢および新宿において、多くの住民が懸念しているにもかかわらず、近隣住民の50人のみを対象にした説明会しか実施しなかった。その理由は何か。
5. 今後、関心を有する市民などに対する説明会や意見聴取を幅広く行うべきではないか。
6. 今回の実証事業の土に、セシウム137以外の放射性物質や有害物質が含まれている可能性はないのか。どのような測定を行ったのか。
7. 実証事業終了後、原状回復を行うのか。除去土壌（汚染土）を掘り出し、中間貯蔵施設に戻すと説明されているようだが、その理由についてご教示を頂きたい。
8. 実証事業においては、除去土壌（汚染土）の上に覆土を行うとのことだが、現状回復を行う際に、覆土と汚染土が混ざり、結果的に汚染土が環境中に拡散してしまう可能性はないのか。
9. 実証事業においては、集水シートを敷き、浸透した雨水を一次保管して、「安全性を確認したのち」下水道に放流ということになっているが、どのように安全性を確認するのか。
10. 集水シートや浸出水のモニタリングは、今後環境省が計画している除去土壌（汚染土）の「公共事業等への利用」においても使用するのか。
11. 放射性物質は集中管理を行う原則からすると、汚染土壌を再利用するべきではないのではないか。
12. 2020年にパブリックコメントに付された除染土の再利用のための「省令案」には、用途制限、放射能濃度限度、被覆、管理期限、情報公開など具体的なことが何一つ盛り込まれていなかった。これは大きな問題ではないか。
13. 除染土の再生利用にあたって、住民への情報公開はどのように行われるのか。
14. 除染土の再生利用にあたって、管理期間はどうか。管理責任は誰が負うのか。